

名古屋市公報	令和 4年10月26日 第175号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例 (住都・総務課) (第51号) 11 ○ 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例 (ス市・総務課) (第52号) 13	
規 則 ○ 名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第98号) 16 ○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第99号) 18 ○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第100号) 20 ○ 管理職手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第101号) 23 ○ 住居手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第102号) 28 ○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第103号) 30 ○ 単身赴任手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第104号) 31 ○ 定時制教育手当及び産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第105号) 33 ○ 管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第106号) 34 ○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第107号) 38 ○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第108号) 41 ○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第109号) 44 ○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第110号) 48 ○ 職員の定年等に関する条例第 3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則を廃止する規則 (総務・給与課) (第111号) 49 ○ 被服貸与規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第112号) 51 ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則 (環境・総務課) (第113号) 53	

告

示

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第591号)	56
○ 土地区画整理に伴う町の区域の設定	(ス市・住民課)	(第592号)	57
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第593号)	60
○ 指定管理者の指定について	(健福・介護保険課)	(第594号)	61
○ 使用料の徴収事務の委託について	(健福・介護保険課)	(第595号)	62
○ 指定管理者の指定について	(健福・高齢福祉課)	(第596号)	63
○ 名古屋市高齢者就業支援センターにおいて徴収する使用料について	(健福・高齢福祉課)	(第597号)	64
○ 指定管理者の指定について	(健福・地域ケア推進課)	(第598号)	65
○ 名古屋市総合社会福祉会館において徴収する使用料について	(健福・地域ケア推進課)	(第599号)	66
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第600号)	67
○ 名古屋市泰明町土地区画整理事業の規約の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第601号)	68
○ 指定管理者の指定について	(健福・環境薬務課)	(第602号)	69
○ 名古屋市南陽交流プラザの使用料の徴収事務の委託について	(健福・環境薬務課)	(第603号)	70
○ 指定管理者の指定	(健福・保護課)	(第604号)	71
○ 名古屋市熱田荘において徴収する使用料の徴収事務委託	(健福・保護課)	(第605号)	72
○ 指定管理者の指定	(健福・保護課)	(第606号)	73
○ 名古屋市植田寮において徴収する使用料の徴収事務委託	(健福・保護課)	(第607号)	74
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第608号)	75
○ 指定管理者の指定について	(健福・高齢福祉課)	(第609号)	76
○ 使用料の徴収事務の委託について	(健福・高齢福祉課)	(第610号)	77
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第611号)	78
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第612号)	83
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第613号)	84
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第614号)	86
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第615号)	88
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第616号)	90

達

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第28号)	96
○ 職員のサービスの宣誓実施規程の一部改正	(総務・給与課)	(第29号)	99
○ 名古屋市職員証規程の一部改正	(総務・給与課)	(第30号)	101
○ 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用 短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念 する義務の免除の日数に関する規程の一部改正	(総務・安全衛生課)	(第31号)	102

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について	(第27号)	104
------------------------------	--------	-----

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（第51号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、規定の整理を行います。
(別表関係)

2 施行期日

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行区域に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行します。

○ 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例（第52号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定及び変更に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行します。ただし、一部の規定は、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則（第98号）

1 改正内容

使用の区分の再編及び入学定員の見直しを行います。（第 3条、第 6条及び第 1号様式関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 1月 1

日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第99号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 4条の 2、第 4条の 3、第25条及び附則第 6項関係）

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第18項の規定の適用を受ける職員の勤務 1時間当たりの給与額について、規定の整備を行います。（附則第 7項関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（第 100号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第18項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額について、規定の整備を行います。（附則第 2項関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第 101号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額等について、規定の整備を行います。（第 3条、附則第 6項及び別表第 6から別表第 9関係）

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第18項の規定の適用を受ける職員の管理職手当規定の額について、規定の整備

を行います。（附則第 7 項関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 住居手当規則の一部を改正する規則（第 102 号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 4 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は公布の日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第 103 号）

1 改正内容

職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第18項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当の額について、規定の整理を行います。（附則第 6 項関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 単身赴任手当規則の一部を改正する規則（第 104 号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 5 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は公布の日から施行します。

○ 定時制教育手当及び産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則（第 105 号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則（第 106号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当の額について、規定の整備を行います。（第 3条、別表第 1及び別表第 2関係）

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第18項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額について、規定の整備を行います。（附則第 2項関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第 107号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第15条の 2及び第15条の 3関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則（第 108号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の額等について、規定の整備を行います。（第 3条及び別表第 1から別表第 3関係）

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第18項

の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額について、規定の整備を行います。（附則第 2 項関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第 109 号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表第 1 関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（第 110 号）

1 改正内容

職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第 1 号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 職員の定年等に関する条例第 3 条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則を廃止する規則（第 111 号）

1 廃止内容

職員の定年等に関する条例第 3 条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則（平成30年名古屋市規則第63号）を廃止します。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第 112 号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理

を行います。（附則第 3 項及び別表関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 113 号）

1 改正内容

- (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第 138 号）の一部改正に伴い、特定化学物質について、令和 5 年度において届け出るべき取扱量の特例を定めます。（附則関係）

- (2) その他規定の整理を行います。（第12号様式及び第13号様式関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第28号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1 条から第 4 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

- 職員のサービスの宣誓実施規程の一部を改正する規程（第29号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 8 条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員証規程の一部を改正する規程（第30号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程の一部を改正する規程（第31号）

1 改正内容

職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第 1号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第51号

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

シティファミリー 小幡宮ノ腰	守山区小幡宮ノ腰
エコビレッジ志段 味	守山区大字吉根

を

」

「

シティファミリー 小幡宮ノ腰	守山区小幡宮ノ腰
-------------------	----------

に、

」

「

シティファミリー 小幡駅前	守山区小幡南一丁目
------------------	-----------

を

」

「

エコビレッジ志段 味	守山区桜坂一丁目
シティファミリー 小幡駅前	守山区小幡南一丁目

に改

」

める。

附 則

この条例は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地
区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 4 年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第52号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例等の一部
を改正する条例

(区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正)

第 1 条 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表守山区役所志段味支所の項位置の欄中「守山区大字下志段味字横
堤1390番地の 1」を「守山区下志段味一丁目1401番地」に改め、同項所管区
域の欄中「、字日ノ後」を削り、「並びに百合が丘」を「、百合が丘、桜坂
一丁目、桜坂二丁目、桜坂三丁目、桜坂四丁目、桜坂五丁目、下志段味一丁
目、下志段味二丁目、下志段味三丁目、下志段味四丁目、下志段味五丁目並
びに東禅寺」に改め、同表緑区役所徳重支所の項所管区域の欄中「、字鶴ヶ
沢」を削る。

(名古屋市地区会館条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）の一部を次の

ように改正する。

第 1 条の表中

「	
名古屋市志段味地区会館	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1
」	

を

「	
名古屋市志段味地区会館	名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地
」	

に改める。

(名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正)

第 3 条 名古屋市コミュニティセンター条例 (昭和57年名古屋市条例第68号)
の一部を次のように改正する。

別表中

「	
名古屋市下志段味コミュニティセンター	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1659番地
」	

を

「	
名古屋市下志段味コミュニティセンター	名古屋市守山区下志段味二丁目1208番地
」	

に改める。

(名古屋市志段味スポーツランド条例の一部改正)

第 4 条 名古屋市志段味スポーツランド条例 (昭和60年名古屋市条例第29号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番地の 1」を「名古屋市守山区桜坂五丁目 105 番地」に改める。

附 則

この条例は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地

区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。ただし、第1条中区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例本則の表の改正規定（緑区役所徳重支所の項所管区域の欄に係る部分に限る。）は、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第98号

名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市鯉城学園条例施行細則（平成 8年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「次表に定めるコース及び」を「次に掲げる」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 暮らし専攻
- (2) 国際専攻
- (3) 健康と福祉専攻
- (4) 音楽専攻
- (5) 園芸専攻
- (6) 陶芸専攻
- (7) 美術専攻
- (8) 歴史と文化専攻

第 6条第 1項の表を次のように改める。

専攻	入学定員
暮らし専攻	48人
国際専攻	96人
健康と福祉専攻	96人
音楽専攻	96人
園芸専攻	48人
陶芸専攻	40人
美術専攻	48人
歴史と文化専攻	96人

第 1号様式中

「

※志望先	環境	国際	健康	生活	福祉	音楽	園芸	陶芸	美術	地域	文化
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

」

「

※志望先	暮らし	国際	健康と福祉	音楽	園芸	陶芸	美術	歴史と文化
------	-----	----	-------	----	----	----	----	-------

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市鯉城学園条例施行細則の規定に基づく許可の申請その他学園の施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第99号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を削り、第 4 条の 3 を第 4 条の 2 とする。

第25条第 5 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附則第 6 項に見出しとして「（消防職給料表の適用の特例）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（勤務 1 時間当たりの給与額の特例）

- 7 第25条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、条例附則第18項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定により算出した額とし、当該職員に条例附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料が支給される場合は当該給料の額を含めるものとする」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(暫定再任用給料表の括弧内金額の適用)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則別表第 1 及び附則別表第 2（以下「暫定再任用給料表」という。）の職務の級 4 級の括弧内の金額を適用するものは、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任であって特に総括的又は指導的な業務を行うものとして市長が指定する職にある者とする。
- 3 暫定再任用給料表の職務の級 7 級の括弧内の金額を適用するものは、特に重要、複雑かつ困難であって重大な責任を伴う事務を処理する課の長の職及びこれに相当するものとして市長が指定する職にある者とする。
- 4 暫定再任用給料表の職務の級 8 級の括弧内の金額を適用するものは、市長の事務部局のうち内部部局の部の長の職及びこれに相当するものとして市長が指定する職にある者とする。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 100 号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成29年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

- 2 条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に 100 分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。）」と、「その者の給料月額」とあるのは「その者の給料月額に 100 分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。）」と、「当該給料月額」とあるのは「当該額」とする。

別表中

「

教育職給料表 (4)	1 級	8,400円
	2 級	11,000円
行政職等給料表	3 級及び 4 級	11,000円

」

を

「

教育職給料表 (4)	1 級	8,400円
	2 級	11,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員が支給を受ける給料の調整額)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員に対する給料の調整額に関する規則第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年名古屋市規則第 100 号）附則別表」とする。

附則別表

給料表	職務の級	調整基本額
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第 1 又は附則別表第 2	3 級及び 4 級	11, 000 円

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 101 号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「又は行政職等給料表」及び「（高等学校及び特別支援学校の校長及び教頭に限る。）」を削り、同項第 3 号中「又は行政職等給料表」及び「（小学校及び中学校の校長及び教頭に限る。）」を削り、同項第 5 号を削り、同条第 2 項中「前項各号」及び「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、当該額に当該定年前再任用短時間

勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、同項第 1 号中「別表第 2」とあるのは「別表第 6」と、同項第 2 号中「別表第 3」とあるのは「別表第 7」と、同項第 3 号中「別表第 4」とあるのは「別表第 8」と、同項第 4 号中「別表第 5」とあるのは「別表第 9」とする。

附則第 6 項及び第 7 項を次のように改める。

- 6 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）及び主幹（交通安全対策に係る連絡調整）の職にある職員に支給する管理職手当の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、100,000 円とする。
- 7 職員の給与に関する条例附則第 18 項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条第 1 項各号及び第 3 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項各号中「定める額」とあるのは「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。））」と、同条第 3 項中「給料月額」とあるのは「給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。））」とする。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6

区分	額
1 種	103,000 円
2 種	95,000 円
3 種	83,000 円
4 種	73,000 円
5 種	66,000 円
6 種	61,000 円
7 種	56,000 円
8 種	50,000 円

別表に次の 3 表を加える。

別表第 7

区分	額
9 種	73,000 円
10種	66,000 円
11種	56,000 円
12種	50,000 円
13種	40,000 円
14種	32,000 円

別表第 8

区分	額
9 種	71,000 円
13種	39,000 円

別表第 9

区分	額
1 種	111,000 円
2 種	103,000 円
4 種	87,000 円
5 種	78,000 円
6 種	72,000 円
7 種	67,000 円
8 種	61,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則別表第 1 及び附則別表第 2 の適用を受ける職員のうち、この規則による改正後の管理職手当規則（以下「新規則」という。）別表第 1 に掲げる職にある職員に支給する管理職手当の額は、新規則第 3 条第 1 項及び第

3 項の規定にかかわらず、新規則第 2 条第 2 項に規定する管理職手当の区分に応じ、附則別表の額欄に定める額（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該額に当該暫定再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

- 3 小学校又は中学校の校長（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第 1 又は附則別表第 2 の職務の級 8 級にある者に限る。）の職にある職員に支給する管理職手当の額は、新規則第 3 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、71,000円とする。

附則別表

区分	額
1 種	100,000 円
2 種	92,000 円
3 種	82,000 円
4 種	65,000 円
5 種	59,000 円
6 種	51,000 円
7 種	47,000 円
8 種	42,000 円
14種	31,000 円

住居手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 102 号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和46年名古屋市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された」を「第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「同条第 5 号」を「同項第 5 号」に、「同条第 6 号」を「同項第 6 号」に、「同条第 7 号」を「同項第 7 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定（「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された」を「第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務

の職を占める」に改める部分を除く。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の住居手当規則第 4 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 103 号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第 6 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に 100 分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。）」とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

単身赴任手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 104 号

単身赴任手当規則の一部を改正する規則

単身赴任手当規則（平成 2 年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号及び第 7 号中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項若しくは第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「同条第 5 号」を「同項第 5 号」に、「同条第 6 号」を「同項第 6 号」に、「同条第 7 号」を「同項第 7 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号及び第 7 号の改正規定（「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項若しくは第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年名古屋市条例第40号）附則第３項若しくは第４項又は第８項若しくは第９項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の単身赴任手当規則第５条第１号及び第７号の規定の適用については、同条第１号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の４第１項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年名古屋市条例第40号）附則第３項若しくは第４項又は第８項若しくは第９項」と、同条第７号中「法第22条の４第１項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第３項若しくは第４項又は第８項若しくは第９項」とする。

定時制教育手当及び産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 105 号

定時制教育手当及び産業教育手当に関する規則の一部を改正する
規則

定時制教育手当及び産業教育手当に関する規則（平成15年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の定時制教育手当及び産業教育手当に関する規則第 1 条に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 106 号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当規則（平成 4 年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「別表」を「別表第 1 又は別表第 2」に、「同表」を「それぞれ該当する表の」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

- 2 条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項及び第 2 項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に 100 分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。））」とする。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表は、別表第 2 の適用を受けない職員に適用する。
別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

職 員	金 額	
	1 項勤務	2 項勤務
管理職手当規則第 2 条第 2 項に規定する区分が 1 種に属する職にある職員	11,000 円	5,500 円
管理職手当規則第 2 条第 2 項に規定する区分が 2 種若しくは 3 種に属する職又は同規則附則第 5 項第 1 号に定める職にある職員	9,000	4,500
管理職手当規則第 2 条第 2 項に規定する区分が 4 種から 6 種まで、9 種若しくは 10 種に属する職、同規則附則第 4 項の規定によりこれらと同種の区分に属する職又は同規則附則第 5 項第 2 号に定める職にある職員	7,500	3,800
管理職手当規則第 2 条第 2 項に規定する区分が 7 種又は 11 種に属する職（同規則附則第 5 項第 3 号に定める職を除く。）にある職員	6,000	3,000
管理職手当規則第 2 条第 2 項に規定する区分が 8 種若しくは 12 種から 14 種までに属する職又は同規則附則第 5 項第 3 号に定める職にある職員	5,000	2,500

備考 この表は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 107 号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の 2 第 1 項第12号を次のように改める。

(12) 削除

第15条の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「若しくは第12号」を削り、同項第 1 号中「若しくは第12号」を削り、「、同項第 7 号」を「又は同項第 7 号」に改め、同項第 2 号中「、第 2 号若しくは第12号」を「若しくは第 2 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「、第 9 号若しくは第12号」を「若しくは第 9 号」に改め、同項第 5 号中「、第 2 号、第 8 号、第 9 号若しくは第12号の職員のうち職務の級 6 級にある者（前号に掲げる者を除く。）、同項第 1 号」を削り、「5 級にある者（」を「5 級若しくは 6 級にある者（」に改め、「若しくは同項第12号の職員のうち職務の級 5 級」を削り、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 削除

第15条の3第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当規則第15条の2第1項から第3項まで及び第15条の3の規定の適用については、第15条の2第1項中「以外の職員」とあるのは「以外の職員のほか、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受ける職員（以下「暫定再任用職員」という。）」と、同条第2項中「対応して、当該各号に定める割合（）」とあるのは「対応して、当該各号に定める割合（暫定再任用職員のうち、職務の級4級の括弧内の金額を適用する者については100分の6、）」と、「6級にある者、同項第7号の職員」とあるのは「6級にある者、同項第7号の職員若しくは暫定再任用職員」と、「については、」とあるのは「については」と、同項第1号中「前項第1号の職員」とあるのは「前項第1号の職員若しくは暫定再任用職員」と、同項第2号中「第2号の職員」とあるのは「第2号の職員若しくは暫定再任用職員」と、同項第3号及び第4号中「第9号の職員」とあるのは「第9号の職員若しくは暫定再任用職員」と、同項第5号中「第9号の職員のうち職務の級5級若しくは6級」とあるのは「第9号の職員若しくは暫定再任用職員のうち職務の級6級にある者（前号に掲げる者を除く。）」、同項第1号、第2号、第8号若しくは第9号の職員のうち職務の級5級」と、「2級」とあるのは「2級若しくは暫定再任用職員の

うち職務の級 5 級」と、同条第 3 項中「、第 1 項各号に掲げる職員」とあるのは「、第 1 項各号に掲げる職員及び暫定再任用職員」と、第15条の 3 第 1 号中「地方公務員法第22条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））」とあり、並びに同条第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 108 号

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当規則（昭和51年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（次項に該当する職員を除く。）」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりその者に適用される別表第 1 から別表第 3 までの備考に定める基準月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に当該定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。以下「定年前再任用短時間勤務職員の手当の月額」という。）とする。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、定時制教育手当又は産業教育手当を支給される定年前再任用短時間勤務職員のうち、定時制教育に従事するものの手当の月額
は定年前再任用短時間勤務職員の手当の月額に4分の3を乗じて得た額
（定時制教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、定年前再任用短時間勤務職員の手当の月額）とし、定時制教育に従事するもの以外の者の手当の月額は定年前再任用短時間勤務職員の手当の月額に4分の2を乗じて得た額（定時制教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、定年前再任用短時間勤務職員の手当の月額）とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）」とする。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
基準月額	3,200 円	3,800 円	5,100 円	6,400 円

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級
基準月額	1,600 円	1,900 円	2,600 円

別表第3に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
基準月額	3,200 円	3,800 円	4,500 円	5,100 円	6,400 円

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則別表第 1 及び附則別表第 2 の適用を受ける職員の手当の月額については、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当規則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、この規則による改正前の義務教育等教員特別手当規則第 3 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則別表第 1 及び附則別表第 2 の適用を受ける」と、同項第 1 号中「法第28条の 5 第 1 項」とあるのは「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 4 第 1 項」とする。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 109 号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「		「		を	に改め、同表	
	医療職給料	行政職等給	医療職給料				
	表 (3)	料表	表 (3)				
		9 級					
		8 級					
	7 級	7 級	7 級				
	6 級及び 5 級	6 級	6 級及び 5 級				
	4 級及び 3 級	5 級、 4 級及び 3 級	4 級及び 3 級				

2 級	2 級	2 級
1 級	1 級	1 級

」

備考第 2 項中「行政職給料表、医療職給料表 (3) 又は行政職等給料表」を「行政職給料表又は医療職給料表 (3)」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

- 6 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対するこの表の適用については、同表教育職給料表 (2) の欄中「3 級 1 号給から 44 号給まで及び 2 級 65 号給以上」とあるのは「3 級」と、「2 級 41 号給から 64 号給まで」とあるのは「2 級」と、同表教育職給料表 (3) の欄中「3 級 29 号給以上」とあるのは「3 級」と、「3 級 1 号給から 28 号給まで及び 2 級 41 号給以上」とあるのは「2 級」と、同表教育職給料表 (4) の欄中「3 級 1 号給から 44 号給まで、特 2 級及び 2 級 65 号給以上」とあるのは「3 級及び特 2 級」と、「2 級 41 号給から 64 号給まで」とあるのは「2 級」と、同表研究職給料表の欄中「2 級 21 号給以上」とあるのは「2 級」と、同表医療職給料表 (1) の欄中「3 級 33 号給以上（厚生院附属病院の部長及び課長並びにこれらに相当する職にある者（以下「厚生院附属病院の部長等」という。）を除く。）及び 3 級 1 号給から 32 号給まで」とあるのは「3 級」と、「3 級 33 号給以上及び 2 級 1 号給から 16 号給まで（厚生院附属病院の部長等に限る。）、3 級 1 号給から 32 号給まで（区役所保健福祉センター所長を除く。）並びに 2 級 17 号給以上」とあるのは「3 級（区役所保健福祉センター所長を除く。）」と、「2 級 1 号給から 16 号給まで（厚生院附属病院の部長等を除く。）」とあるのは「2 級」と、同表医療職給料表 (2) の欄中「3 級（薬剤師は、3 級 45 号給以上に限る。）」とあるのは「3 級（薬剤師を除く。）」と、「3 級（薬剤師は、3 級 1 号給から 44 号給までに限る。）」とあるのは「3 級（薬剤師に限る。）」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則別表第 1 又は附則別表第 2（以下「旧行政職等給料表」とい

う。)の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則第7条の2の規定の適用については、同条中「別表第1」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	旧行政職等給料表
9 級	9 級
8 級	8 級
7 級	7 級
6 級及び 5 級	6 級及び 5 級
4 級及び 3 級	4 級及び 3 級
2 級	2 級
1 級	1 級

- 備考 1 旧行政職等給料表における行政職給料表の級に相当する級は、行政職給料表の級の項と同じ項に掲げるものとする。
- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の適用のある職員のうち、旧行政職等給料表に相当する給料表の適用のある者については、その者の適用のある給料表の級に相当する旧行政職等給料表の級にあるものとしてこの表を適用する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 110 号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「定年条例」を「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）による改正前の定年条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

職員の定年等に関する条例第3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第111号

職員の定年等に関する条例第3条ただし書の医師及び歯科医師で
市長が指定するものを定める規則を廃止する規則

職員の定年等に関する条例第3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則（平成30年名古屋市規則第63号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第3条ただし書の規定による指定については、この規則による廃止前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同規則本則中「職員の定年等に関する条例」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例

第40号) による改正前の職員の定年等に関する条例」とする。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 112 号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表備考第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の被服貸与規則附則第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職

員とみなす。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第113号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の
一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市の規則第117号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「以下「取扱量」を「以下この項において「取扱量」に改め、附則に次の1項を加える。

- 12 令和5年度において届け出るべき条例第48条第2項に規定する特定化学物質の取扱量については、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第288号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に規定する第1種指定化学物質とする。

第12号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式別紙中「号番号」

を「管理番号」に、

「

	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

」

を

「

	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

」

に改め、同様式別紙注第2項中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に掲げる」を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下「P R T R届出」という。）の際に記載する」に改め、同様式別紙注第3項中「令別表第1に掲げる」を「P R T R届出の際に記載する」に改め、「（令別表第1に別名の記載がある場合は当該別名）」を削る。

第13号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「号番号」を「管理番号」に改め、同様式注第3項中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に掲げる」を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出の際に記載する」に改め、「（令別表第1に別名の記載がある場合は当該別名）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第12号様式は、令和6年度以降における市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第48条第2項の規定による届出について適用し、令和5年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。
- 3 新規則第13号様式は、令和6年度以降における新規則第45条第1項の規定による請求について適用し、令和5年度における同項の規定による請求については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 591号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第 431号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市名東区上社三丁目 701番の一部及び 702番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 592 号

土地区画整理に伴う町の区域の設定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市守山区の別図第 1 の区域において、令和 4 年11月26日から、次のとおり町の区域の設定をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

区域を設定する町の名称及びその区域

1 名称

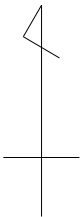
さくらざかいちょう め さくらざかに ちょう め さくらざさんちょう め さくらざかよんちょう め さくらざか ご ちょう
桜坂一丁目、桜坂二丁目、桜坂三丁目、桜坂四丁目、桜坂五丁
め しもしだ み いちょう め しもしだ み に ちょう め しもしだ み さんちょう め しもしだ み よん
目、下志段味一丁目、下志段味二丁目、下志段味三丁目、下志段味四
ちょう め しもしだ み ご ちょう め どうぜん じ
丁目、下志段味五丁目及び東禅寺

2 区域

別図第 2 のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

別図第1

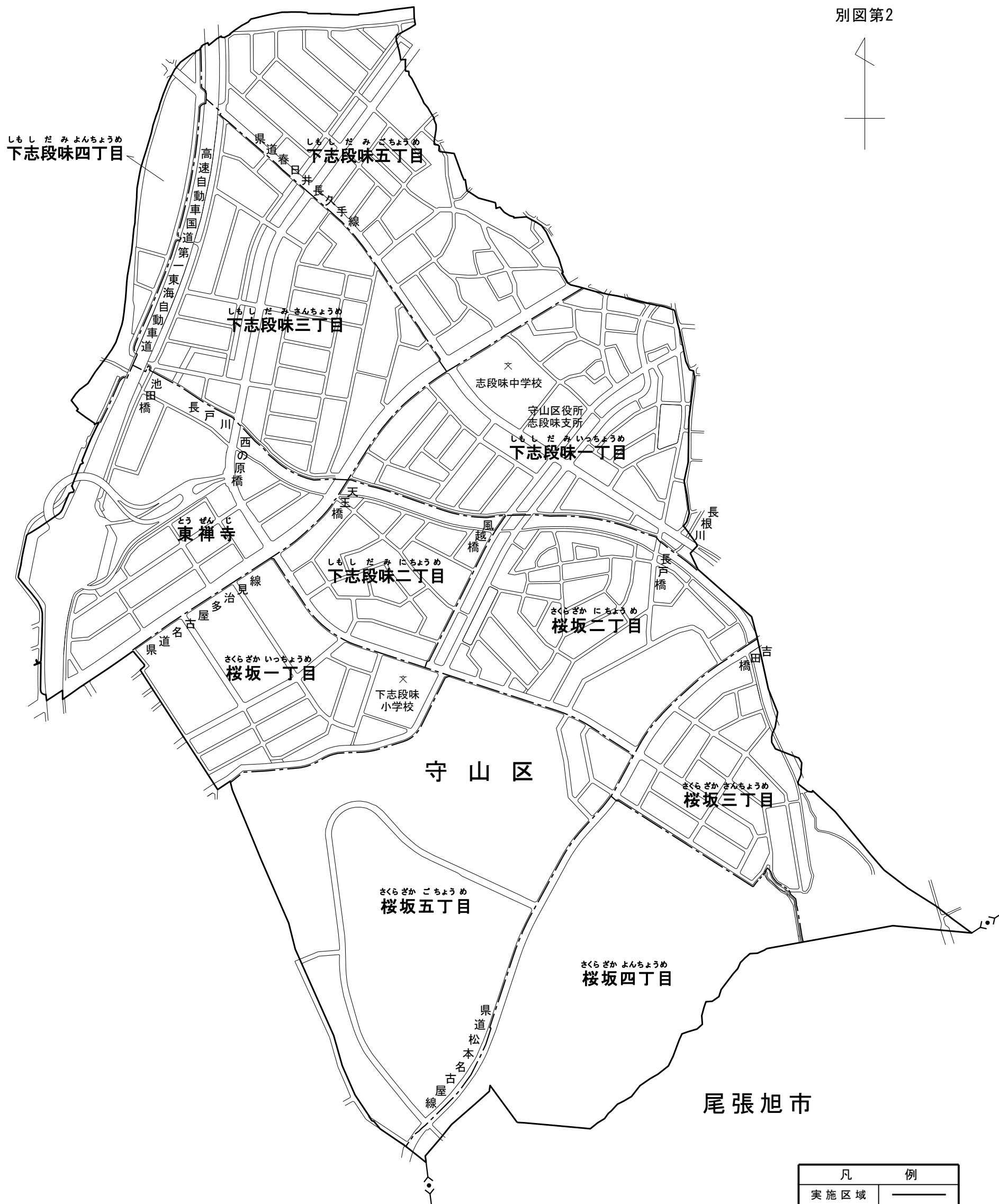
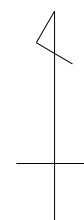


1:8,000



凡	例
実施区域	———
市界	—(・)—
町界	— -- —
大字界	— — —
字界	— — — —
区、町、字名	太字
施設名称	細字

別図第2



1:8,000

0 100 200 300 400 500 メートル

凡	例
実施区域	——
市界	—(・)—
町界	— -- —
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

名古屋市告示第 593 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和4年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人名古屋 港緑地保全協会	名古屋市港区港陽一丁 目 1 番69号	令和4年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 594号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市寿荘	名古屋市天白区植田山二丁目 101番地 社会福祉法人八起社 理事長 長谷川 弘 之
名古屋市緑寿荘	名古屋市中区新栄三丁目32番17号 社会福祉法人九十九会 理事長 土 屋 利 寿

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 595号

使用料の徴収事務の委託について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第 5条第 1項第 2号に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

施設の名称	相手方
名古屋市緑寿荘	名古屋市中区新栄三丁目32番17号 社会福祉法人九十九会 理事長 土 屋 利 寿

2 委託期間 令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 596号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市高齢者就業支援センター	名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1 公益社団法人名古屋市シルバー人材センター 理事長 竹 内 道 夫

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 597号

名古屋市高齢者就業支援センターにおいて徴収する使用料について

名古屋市高齢者就業支援センター条例（平成 9年名古屋市条例第10号）第 5条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1
公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
理事長 竹 内 道 夫

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 598号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市総合社会福祉 会館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河 内 尚 明

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 599号

名古屋市総合社会福祉会館において徴収する使用料について

名古屋市総合社会福祉会館条例（昭和57年名古屋市条例第12号）第 4条第 1項ただし書に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市北区清水四丁目17番 1号
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会 長 河 内 尚 明

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 600号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 4年11月25日から同月27日まで及び同年12月 2日から同月 4日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 7時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 601号

名古屋市泰明町土地区画整理事業の規約の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第10条第 1項の規定により、次の土地区画整理事業の規約の変更について認可しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 土地区画整理事業の名称
名古屋市泰明町土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
名古屋市中区金山四丁目 2番10号（主たる事務所）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号
- 3 施行認可の年月日
令和 3年 4月 9日
- 4 変更認可の年月日
令和 4年10月19日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 602号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市南陽交流プラザ	東京都目黒区東山一丁目 5番 4号 アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡 野 文 孝

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 603号

名古屋市南陽交流プラザの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

東京都目黒区東山一丁目 5番 4号

アクティオ株式会社

代表取締役社長 淡野 文孝

2 徴収を委託した使用料

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第 3条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 604号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市熱田荘	名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長 齊 藤 信 雄

2 指定の期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 605号

名古屋市熱田荘において徴収する使用料の徴収事務委託

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 2条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号

社会福祉法人芳龍福祉会

理事長 齊 藤 信 雄

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 606号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市植田寮	名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長 齊 藤 信 雄

2 指定の期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 607号

名古屋市植田寮において徴収する使用料の徴収事務委託

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 2条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号

社会福祉法人芳龍福祉会

理事長 齊 藤 信 雄

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 608号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

令和 4年11月 5日（土）及び同月 6日（日）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 609号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市鯉城学園	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河 内 尚 明

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 610号

使用料の徴収事務の委託について

名古屋市鯉城学園条例（平成 8年名古屋市条例第13号）第 7条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和 4年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市北区清水四丁目17番 1号
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長 河内 尚明

2 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 611号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年10月21日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社オーディー エス 名古屋市中区丸の内 三丁目20番 2号	ヘルパーステーシ ョンなないろ 名古屋市中村区太 閤二丁目 3番 7号	居宅介護 重度訪問介護	2310101742	令和 4年 10月 1日
合同会社MO p o w e r 名古屋市中村区乾 出町 2丁目31番地 の 2	就労継続支援B型 事業所Bチームズ 名古屋市中村区乾 出町 2丁目31番地 の 2	就労継続支援 B型	2310101759	令和 4年 10月 1日
有限会社水風社 東京都台東区東上 野二丁目21番 2号	デジタルアートセ ンタープラス名古 屋 名古屋市中村区名 駅南一丁目19番27 号	就労継続支援 B型	2310101767	令和 4年 10月 1日

株式会社ココルポ ート 神奈川県川崎市川 崎区砂子二丁目 5 番11号	C o c o r p o r t 名古屋駅 O f f i c e 名古屋市西区那古 野二丁目12番21号 ー 1	就労定着支援	2310201526	令和 4年 10月 1日
	C o c o r p o r t 名古屋金山駅前 O f f i c e 名古屋市熱田区金 山町一丁目 5番 3 号	就労定着支援	2311100693	令和 4年 10月 1日
ソーシャルインク ルー株式会社 東京都品川区南大 井六丁目25番 3号	短期入所名古屋大 西 名古屋市港区大西 一丁目67番地	短期入所	2311201194	令和 4年 10月 1日
	ソーシャルインク ルーホーム名古屋 大西 名古屋市港区大西 一丁目67番地	共同生活援助	2321200228	令和 4年 10月 1日
I . S . Y . 株式 会社 名古屋市南区豊田 二丁目25番 8号	訪問介護心 名古屋市港区港栄 二丁目 1番 3号	居宅介護 重度訪問介護	2311201202	令和 4年 10月 1日
株式会社エフ・シ ー・エー 名古屋市中区新栄 二丁目 5番 1号	H i タウン新栄 名古屋市中区新栄 二丁目 5番 1号	就労継続支援 B 型	2316101241	令和 4年 10月 1日
株式会社日本教育	T E C H - t e c	就労移行支援	2316101431	令和 4年

総合学校 名古屋市中村区椿 町16番 8号	h P Cカレッジ 丸の内駅前 名古屋市中区丸の 内二丁目 1番30号	自立訓練（生 活訓練）		10月 1日
株式会社e．D o 1 1 名古屋市天白区一 本松一丁目1303番 地	ケアライフスウィ ートホーム 名古屋市天白区元 植田一丁目2101番 地	同行援護	2316400866	令和 4年 10月 1日
合同会社G E S 愛知県津島市天王 通り六丁目66番地 2	障がい者就労多機 能型支援事業所エ ール天白 名古屋市天白区原 一丁目1804番地	自立訓練（生 活訓練）	2316401229	令和 4年 10月 1日
株式会社スマイル 名古屋市東区泉一 丁目 1番30号	スマイルケアサー ビス 名古屋市天白区大 坪一丁目 607番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401641	令和 4年 10月 1日
株式会社みんなま る 名古屋市天白区島 田黒石1312番地	就労継続支援B型 事業所つなぐ 名古屋市天白区菅 田一丁目1501番地	就労継続支援 B型	2316401658	令和 4年 10月 1日
株式会社S E N S E 名古屋市天白区植 田三丁目 505番地	ハースリンク 名古屋市天白区井 口一丁目1211番地 の 2	就労継続支援 B型	2316401666	令和 4年 10月 1日
合同会社虹の丘 名古屋市千種区千 種一丁目18番 1号	にじの丘サービス 名古屋市千種区千 種一丁目18番 1号	行動援護	2317101430	令和 4年 10月 1日
株式会社華すみ	けあサポートA t	居宅介護	2317602072	令和 4年

名古屋市東区矢田 四丁目11番 9号	o Z 名古屋市守山区喜 多山南19番15号	重度訪問介護		10月 1日
S H K 合同会社 名古屋市守山区村 前町 166番地	ヘルパーステーシ ョンいちばん星 名古屋市守山区村 前町 166番地	居宅介護 重度訪問介護	2317602080	令和 4年 10月 1日
I C C ・ I 株式会 社 名古屋市熱田区三 本松町16番 6号	みるふいーゆ小幡 名古屋市守山区小 幡南三丁目10番25 号	短期入所 共同生活援助	2317602098 2327600371	令和 4年 10月 1日
合同会社千のきず な 名古屋市名東区社 台三丁目 114番地 の 3	居宅支援センター 千のきずな 名古屋市名東区極 楽三丁目 304番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2318001738	令和 4年 10月 1日
株式会社あいぼ 名古屋市緑区六田 二丁目74番地	生活介護ゆいぼ 名古屋市緑区池上 台二丁目 7番地	生活介護	2318501695	令和 4年 10月 1日
エルフォワード株 式会社 名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 157番 地の 1	アンドビー名古屋 名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 157番 地の 1	就労継続支援 B 型	2318501703	令和 4年 10月 1日
特定非営利活動法 人MBM. A d v 名古屋市昭和区檀 溪通 3丁目14番地	アーカンシェルハ ウス 名古屋市天白区一 つ山 5丁目12番地 の 3	共同生活援助	2326400294	令和 4年 10月 1日
株式会社シスコ	ルメルシス	共同生活援助	2328500208	令和 4年

ルジャパン 名古屋市中区丸の内二丁目18番20号	名古屋市緑区大高町字小坂95番地			10月 1日
株式会社グローバルキズナ 東京都墨田区押上一丁目15番 2号	グッディホーム 名古屋市緑区鳥澄三丁目1818番地	共同生活援助	2328500216	令和 4年 10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 612号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年10月21日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人ミント 名古屋市中川区横 前町68番地	相談支援事業所ミ ント	一般相談支援 特定相談支援	2331300216	令和 4年 10月 1日
	名古屋市中川区横 前町68番地	障害児相談支 援	2371300225	
特定非営利活動法 人ミントの会 名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 222番 地の 1	相談支援グリーン ミント	特定相談支援	2338500248	令和 4年 10月 1日
	名古屋市緑区作の 山町 149番地の 3	障害児相談支 援	2378500223	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 613号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年10月21日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社アルデバ ラン 名古屋市天白区平 針一丁目 907番地	ワンセルフ平針 名古屋市天白区平 針一丁目 907番地	同行援護	2316400924	令和 4年 9月18日
特定非営利活動法 人えがお 名古屋市瑞穂区関 取町64番地	ヘルパーステーシ ョンエガオ 名古屋市瑞穂区関 取町64番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200709	令和 4年 9月30日
有限会社アイウイ ッシュ 名古屋市中川区法 華西町64番地の 1	アイウイッシュ指 定居宅介護事業所 名古屋市中川区法 華西町64番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2311300061	令和 4年 9月30日
株式会社H E A R T & S O U L 名古屋市中川区九	あおぞら介護 名古屋市中川区九 重町11番17号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311300889	令和 4年 9月30日

重町11番17号				
株式会社公裕 名古屋市名東区一 社二丁目 170番地	ケアサポートと一 たす 名古屋市名東区一 社二丁目 170番地	居宅介護 重度訪問介護	2318000466	令和 4年 9月30日
ラフテル株式会社 名古屋市天白区梅 が丘一丁目 114番 地	サニーホーム 名古屋市緑区鳥澄 三丁目1818番地	共同生活援助	2328500091	令和 4年 9月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 614号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年10月21日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人虹の 橋 名古屋市瑞穂区田 辺通 5丁目 1番地 の 2	虹の橋相談支援セ ンター 名古屋市瑞穂区田 辺通 5丁目 1番地 の 2	特定相談支援	2331400073	令和 4年 9月11日
		障害児相談支 援	2371400074	
一般社団法人リガ ーレ 名古屋市中村区宿 跡町 1丁目71番地 の 1	相談支援事業所リ ガーレ 名古屋市中村区宿 跡町 1丁目71番地 の 1	一般相談支援 特定相談支援	2330100203	令和 4年 9月30日
みどりケアサポー ト合同会社 名古屋市中川区横	ミント 名古屋市中川区横 前町68番地	一般相談支援 特定相談支援	2331300208	令和 4年 9月30日
		障害児相談支	2371300217	

前町68番地		援		
社会福祉法人名古屋ライトハウス	りょくふう障害者相談センター	一般相談支援 特定相談支援	2337100032	令和 4年 9月30日
名古屋市昭和区川名本町 1丁目 2番地	名古屋市千種区日岡町 1丁目59番地の 1	障害児相談支援	2377100033	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第615号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和4年10月21日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年10月21日

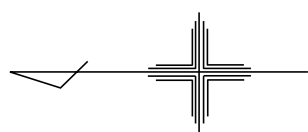
名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	千音寺線第2号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1773番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4165番の1地先まで	附図
	2	西条新家線第2号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字一本松2184番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字中狭間1274番の2地先まで	

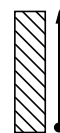
名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

道路の供用を開始する部分



名古屋市告示第 616号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 4年10月21日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「
定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5
号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住
宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日か
ら起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2
の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、その
うち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者と
して住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないも
のでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 4 年 10 月 28 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 4 年 10 月 28 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 4 年 10 月 28 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月
3 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 4年11月 8日（火）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(4) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 4年11月 8日（火）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 4年11月 9日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から
午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(4) 住まいの窓口

令和 4年11月11日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1
月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分ま
で。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 157戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 4年11月 8日（火）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 4年11月 8日（火）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 4年11月 9日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 4年11月11日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第1条 この規程は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「条例」という。）第3条第1項ただし書、第4条第2項及び第5条並びに職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第5項の規定に基づき、<u>再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の週休日、業務の性質により条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日、休憩時間の時限並びに週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期間（以	（趣旨） 第1条 この規程は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「条例」という。）第3条第1項ただし書、第4条第2項及び第5条並びに職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第5項の規定に基づき、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の週休日、業務の性質により条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日、休憩時間の時限並びに週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期

下「振替可能期間」という。)について定めるものとする。

(再任用短時間勤務職員の週休日)

第1条の2 条例第3条第1項ただし書に規定する再任用短時間勤務職員(1週間につき4日の正規の勤務時間が割り振られている者に限る。)の週休日は、月曜日から金曜日までのいずれか1日とする。

(勤務時間の特例等)

第2条 業務の性質により条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員(次項の規定により所属長(局区室(局又は区に属する室を除く。))の長をいう。以下同じ。)が勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日を定める者並びに第3項の規定により総務局長が定める者を除く。)の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1(再任用短時間勤務職員)にあっては、別表第2)に定めるとおりとする。

2 業務の性質により条例第2条第3項又は第4条第1項及び規則第1条第1項、第2項又は第4項の規定によることができない再任用短時間勤務職員のうち、その者の勤務時間の割振りのいずれもが、午前8時45分から午後5時30分までの間にある者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に所属長が定めるところによる。

3・4 (略)

(休憩時間の時限)

第3条 職員(次項から第4項までに規定する職員を除く。)の休憩時間の時限は、別表第3(再任用短時間勤務職員)にあっては、別表第4)に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

2～4 (略)

(振替可能期間の特例)

間(以下「振替可能期間」という。)について定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の週休日)

第1条の2 条例第3条第1項ただし書に規定する定年前再任用短時間勤務職員(1週間につき4日の正規の勤務時間が割り振られている者に限る。)の週休日は、月曜日から金曜日までのいずれか1日とする。

(勤務時間の特例等)

第2条 業務の性質により条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員(次項の規定により所属長(局区室(局又は区に属する室を除く。))の長をいう。以下同じ。)が勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日を定める者並びに第3項の規定により総務局長が定める者を除く。)の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1(定年前再任用短時間勤務職員)にあっては、別表第2)に定めるとおりとする。

2 業務の性質により条例第2条第3項又は第4条第1項及び規則第1条第1項、第2項又は第4項の規定によることができない定年前再任用短時間勤務職員のうち、その者の勤務時間の割振りのいずれもが、午前8時45分から午後5時30分までの間にある者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に所属長が定めるところによる。

3・4 (略)

(休憩時間の時限)

第3条 職員(次項から第4項までに規定する職員を除く。)の休憩時間の時限は、別表第3(定年前再任用短時間勤務職員)にあっては、別表第4)に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

2～4 (略)

(振替可能期間の特例)

第4条 第2条第1項の規定の適用を受ける職員（週休日が日曜日及び土曜日と定められている職員又は条例第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の振替可能期間は、総務局長が定める4週間とする。 2 （略）	第4条 第2条第1項の規定の適用を受ける職員（週休日が日曜日及び土曜日と定められている職員又は条例第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の振替可能期間は、総務局長が定める4週間とする。 2 （略）
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、この達による改正後の職員の勤務時間の特例等に関する規程第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員のサービスの宣誓実施規程（昭和26年名古屋市達第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第8条 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。）及び再任用短時間勤務職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に対する第2条、第3条及び前2条の規定の適用については、第2条中「、初めて勤務すべき局区室（局又は区に属する室を除く。）」とあるのは「所属する課又は公所（課制のある公所を除く。）」と、第3条中「その任命の辞令を伝達されるに際し」とあるのは「初めて勤務すべき日に」と、「これを朗読して」とあるのは「これを」と、第6条中「その暦年中これを保管し、翌年1月末日までに総務局長」とあるのは「速やかに所属の人事担当課長」と、前条中「総務局長は前条」とあるのは「前条の人事担当課長は同条」とし、第4条及び第5	第8条 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。）及び定年前提任用短時間勤務職員（同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に対する第2条、第3条及び前2条の規定の適用については、第2条中「、初めて勤務すべき局区室（局又は区に属する室を除く。）」とあるのは「所属する課又は公所（課制のある公所を除く。）」と、第3条中「その任命の辞令を伝達されるに際し」とあるのは「初めて勤務すべき日に」と、「これを朗読して」とあるのは「これを」と、第6条中「その暦年中これを保管し、翌年1月末日までに総務局長」とあるのは「速やかに所属の人事担当課長」と、前条中「総務局長は前条」とあるのは「前条の人事担当課長は同条」とし、第4条及び

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、この達による改正後の職員のサービスの宣誓実施規程第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

名古屋市達第30号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市職員証規程（平成16年名古屋市達第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（職員の定義） 第2条 この規程において「職員」とは、 非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年 法律第261号） <u>第28条の5</u> 第1項に規定 する短時間勤務の職を占める職員を除 く。）以外の職員とする。	（職員の定義） 第2条 この規程において「職員」とは、 非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年 法律第261号） <u>第22条の4</u> 第1項に規定 する短時間勤務の職を占める職員を除 く。）以外の職員とする。

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、この達による改正後の名古屋市職員証規程第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程（令和3年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程	臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程
臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。）及び再任用短時間勤務職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第3条第1項第4号に規定する「任命権者が別に定める日数」は、1年間とする。	臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。）及び定年前再任用短時間勤務職員（同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第3条第1項第4号に規定する「任命権者が別に定める日数」は、1年間とする。

附 則

- 1 この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この達による改正後の臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の公務傷病の療養の場合における職務に専念する義務の免除の日数に関する規程に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

名古屋市教育委員会告示第27号

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立丸の内小学校の通学区域の設定及び名古屋市立丸の内中学校の通学区域の変更について次のように定め、令和5年4月1日から施行します。

令和4年10月17日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 名古屋市立小学校の通学区域の設定

次の区域を名古屋市立丸の内小学校の通学区域とする。

名古屋市立名城小学校及び名古屋市立御園小学校の通学区域

2 名古屋市立中学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立丸の内中学校の通学区域とする。

名古屋市立丸の内小学校の通学区域

教育委員会事務局総務部教育環境計画室